

令和3年3月30日現在

以下の作業は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に鑑み、試験会場等の確保が困難となったので、実技試験を中止又は受検者を制限して実施します。なお、実技試験の受検申請ができない場合であっても、学科試験の受検申請は受付可能です。

・実技試験の実施を中止する作業

職種名	作業名	理由
製麺	手延べ干し麺製造作業	技能検定委員及び試験会場の確保ができないため。

注) 上記の作業の実技試験は、受検申請できませんので、ご了承ください。

・受検者を制限して実技試験を実施する作業

職種名	作業名	制限対象者	理由
粉末冶金	成形・再圧縮作業	県外在住・在勤者	試験会場の都合により、県外の方が構内に入れなくなり、使用機械の特殊性から、他の会場の準備もできないため。
印刷	オフセット印刷作業	受検者所属事業所を利用した	受検案内12頁の3に記載の、受検者所属事業所での実施を前提としており、受入可能な事業所もないため。
プラスチック成形	射出成形作業	実技試験の実施ができない者	

注) 上記の作業の実技試験の制限対象者は、受検申請できませんので、ご了承ください。